

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十六号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不可抗力による損害) 第三十九条 工事的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で知事と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）により、工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（第四項において「工事的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を知事に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事的物等であつて、第二十三条第二項、第二十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の百分の一を超える額を負担するものとする。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、知事が損害合計額を負担するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計額」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計額」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p>	<p>(不可抗力による損害) 第三十九条 工事的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で知事と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）により、工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を知事に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて、第二十三条第二項、第二十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（第六項において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の百分の一を超える額を負担するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計額」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計額」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p>

<p>2 (あっせん又は調停) 第六十条 この規則の各条項において、知事及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに知事が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して知事及び受注者の間に紛争を生じた場合には、知事及び受注者は、建設業法第二十五条第二項に規定する審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p>	<p>2 (あっせん又は調停) 第六十条 この規則の各条項において、知事及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに知事が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して知事及び受注者の間に紛争を生じた場合には、知事及び受注者は、建設業法による広島県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に契約締結した災害応急対策又は災害復旧に関する工事における第三十九条の損害の負担については、なお従前の例による。